

○和歌山市都市公園条例施行規則

平成3年3月26日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為、公園施設の設置及び管理並びに占用の許可申請書並びに許可書)

第2条 次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第3条第2項の許可申請書 都市公園内行為許可申請書（別記様式第1号）又は指定管理者が定める行為の許可に係る申請書
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項前段の許可申請書 公園施設設置許可申請書（別記様式第2号）又は公園施設管理許可申請書（別記様式第3号）
- (3) 法第6条第2項の許可申請書 都市公園占用許可申請書（別記様式第4号）
- (4) 条例第3条第3項、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の許可事項変更申請書 都市公園許可事項変更申請書（別記様式第5号）又は指定管理者が定める許可事項の変更に係る申請書（条例第3条第3項の規定による申請に限る。）

2 次の各号に掲げる許可は、それぞれ当該各号に定める許可書を交付することにより行う。

- (1) 条例第3条第1項の規定による許可 都市公園内行為許可書（別記様式第6号）又は指定管理者が定める行為の許可に係る許可書
- (2) 法第5条第1項前段の規定による許可 公園施設設置許可書（別記様式第7号）又は公園施設管理許可書（別記様式第8号）
- (3) 法第6条第1項の規定による許可 都市公園占用許可書（別記様式第9号）
- (4) 条例第3条第3項、法第5条第1項後段又は法第6条第3項の規定による許可 都市公園許可事項変更許可書（別記様式第10号）又は指定管理者が定める許可事項の変更に係る許可書（条例第3条第3項の規定による許可に限る。）

(軽易な変更)

第3条 条例第3条第3項ただし書に規定する規則で定める軽易なものは、次のとおりとする。

- (1) 物品の販売その他これらに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更
 - (2) 業として写真、映画等の撮影をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更
 - (3) 興行を行う場合において、その予定収容人員を減ずる変更
 - (4) 競技会、撮影会等の催しを行う場合において、その予定参集人員を減ずる変更
- (有料施設の使用許可申請及び使用許可)

第4条 条例第6条の3第1項の規定による申請は、有料施設使用許可申請書（別記様式第11号）又は指定管理者が定める有料施設の使用に係る申請書（以下「使用許可申請書」という。）によらなければならない。

2 条例第6条の3第1項の規定による許可は、有料施設使用許可書（別記様式第12号）又は指定管理者が定める有料施設の使用に係る許可書を交付することにより行うものとする。

3 第1項の規定は、申請事項を変更する場合に準用する。

（入館券等の交付）

第5条 和歌山城歴史資料館に係る使用料を納付した者に対しては、和歌山城歴史資料館入館券（別記様式第12号の2）を交付する。

2 和歌山城公園駐車場を使用しようとする者は、入場する際に発券所において駐車券（別記様式第13号）の交付を受けなければならない。

（有料施設の使用許可申請書の提出期限等）

第6条 有料施設のうち庭球場及び運動広場にあっては市長が、市民球場及び和歌山東公園体育館にあっては指定管理者が、使用許可申請書の提出期限（次項において「提出期限」という。）を定めることができる。

2 前項の提出期限を定めた場合は、当該提出期限までに到達した使用許可申請書は、同時に到達したものとみなす。

3 前項の場合において、市長又は指定管理者は、使用許可順位を抽選により定める。

4 前項の抽選を行う場合には、申請者は立ち会わなければならない。

（使用料の減免）

第7条 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。

（1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の園児、幼稚園の幼児、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、高等学校若しくは中等教育学校の生徒が、教育課程に基づく学習活動として教職員に引率されて都市公園（和歌山城歴史資料館、和歌山城公園駐車場及び紅葉溪庭園茶室の立礼室を専用しない場合を除く。）を使用する場合 使用料の5割に相当する額の減額

（2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は社会福祉関係団体が条例別表第1に掲げる庭球場、運動広場及び体育館を使用する場合 使用料の5割に相当する額の減額

(3) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車（バスを除く。）が和歌山城公園駐車場を使用する場合 使用料の5割に相当する額の減額

(4) 和歌山城条例（昭和33年条例第41号）第6条第1項の規定により入場料を納付した者、同条例第8条の規定により入場料を免除された者、小学校就学前の者及び小人（同条例別表備考2に規定する小人をいう。）が和歌山城歴史資料館に入場しようとする場合 免除

(5) 国、地方公共団体又は公共的団体が公共又は公用に都市公園を使用する場合 免除

(6) その他市長が特別の理由があると認める場合 使用料の5割に相当する額の減額又は免除

2 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、都市公園使用料減額、免除申請書（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定は、使用料の減額又は免除を受けようとする者が第1項第3号又は第4号に規定する者である場合については、適用しない。この場合においては、同項第3号に規定する者であるときにあっては同号に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を和歌山城公園駐車場の使用後に、同項第4号に規定する者であるときにあっては同号に規定する者であることを明らかにすることができる書類を和歌山城歴史資料館に入館する際に市長に提示しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 都市公園の使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によりその使用ができなくなった場合 全額

(2) 市長が公益上の都合により都市公園の使用許可を取り消した場合 全額

(3) 市長が条例第14条第2項の規定により使用許可を取り消した場合 全額

(4) 都市公園の使用の許可を受けた者が使用許可の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき 半額

2 条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の後納）

第9条 条例第12条の2第5項ただし書の市長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が使用する場合において、利用料金を前納できない理由があること。

(2) その他市長が特別の理由があると認めること。

（利用料金の減免）

第10条 条例第12条の3の規定による利用料金の減額又は免除は、次のとおりとする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の園児、幼稚園の幼児、小学校の児童又は中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒が、教育課程に基づく学習活動として教職員に引率されて使用する場合（体験農園及びシャワー室を除く。） 利用料金の5割に相当する額の減額
- (2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は社会福祉関係団体が使用する場合（体験農園、シャワー室及びつつじが丘総合公園を除く。） 免除
- (3) 国、地方公共団体又は公共的団体が公共又は公用の目的で使用する場合（体験農園、シャワー室並びにつつじが丘総合公園テニスコート、多目的球技場及びスケートボード場を除く。） 免除
- (4) 本市の農業関係団体が四季の郷公園緑花果樹苑四季さい館研修室、会議室、実習室又は調理実習室を使用する場合で、入場料又はこれに類するものを徴収しないとき 免除
- (5) 本市の地域住民が組織する公共的団体が四季の郷公園緑花果樹苑四季さい館研修室、会議室、実習室又は調理実習室を当該団体の会議等で使用する場合 免除
- (6) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の幼児、児童若しくは生徒又はこれらに準ずると認められる者が、つつじが丘総合公園（スケートボード場を除く。）をアマチュアスポーツに使用する場合 利用料金の5割に相当する額の減額
- (7) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がつつじが丘総合公園を使用する場合 利用料金の5割に相当する額の減額
- (8) その他市長が特別の理由があると認める場合 利用料金の5割に相当する額又は免除

2 条例第12条の3の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が定める利用料金減額又は免除に係る申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第11条 条例第12条の4ただし書の規定による利用料金の還付は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園の使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によりその使用ができなくなった場合 全額
- (2) 指定管理者が公益上の都合により都市公園の使用許可を取り消した場合 全額
- (3) 指定管理者が条例第14条第3項の規定により使用許可を取り消した場合 全額
- (4) 都市公園の使用の許可を受けた者が使用許可の取消しを申し出た場合で、指定管理者が相当の理由があると認めたとき 半額

(5) つつじが丘総合公園を使用しようとする日の3日前の日(その日が休場日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休場日でない日)までにその使用許可の取消しを申請し、指定管理者が取消しをした場合 全額

(6) 市長が特別の理由があると認める場合 市長が認める額
(工作物を保管した場合の公示等)

第12条 条例第14条の3第1項第1号に定める掲示場所は、市役所の掲示場とする。

2 条例第14条の3第2項の規則で定める様式は、保管工作物等一覧表(別記様式第15号の2)とする。

3 条例第14条の6の規則で定める様式は、受領書(別記様式第15号の3)とする。
(届出書)

第13条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書によらなければならない。

(1) 条例第15条第1号の規定による届出 公園施設設置(占用)工事完了届(別記様式第16号)

(2) 条例第15条第2号の規定による届出 公園施設(設置、管理、占用)廃止届(別記様式第17号)

(3) 条例第15条第3号の規定による届出 都市公園原状回復届(別記様式第18号)

(4) 条例第15条第4号の規定による届出 公園受命工事完了届(別記様式第19号)

(5) 条例第15条第5号の規定による届出 所有権移転(抵当権設定)届(別記様式第20号)

(6) 条例第15条第6号の規定による届出 公園受命工事完了届(別記様式第21号)

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年2月26日)

この規則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成4年3月16日)

この規則は、平成4年3月19日から施行する。

附 則(平成4年3月30日)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成5年12月21日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月15日)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 6 日）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 0 日）

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 2 8 日）

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 4 月 1 日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 1 0 月 5 日）

- 1 この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市都市公園条例施行規則第 1 1 条第 2 項に規定する申請書は、この規則の施行前に指定管理者の指定を行う場合の申請に用いることができる。

附 則（平成 2 0 年 7 月 1 日）

- 1 この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 2 0 年条例第 4 9 号）附則第 2 項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の和歌山市都市公園条例施行規則第 1 1 条から第 1 3 条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 3 日）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 3 0 日）

この規則は、和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年条例第 2 4 号）の施行の日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（施行の日＝平成 2 7 年 9 月 1 日）

附 則（平成 2 7 年 7 月 1 6 日）

この規則は、和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 2 7 年条例第 2 4 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 2 7 年 9 月 1 日）

附 則（平成 2 8 年 3 月 2 8 日）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 3 月 3 0 日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(和歌山自然観察の森条例施行規則の廃止)

- 2 和歌山自然観察の森条例施行規則（平成 3 年規則第 4 0 号）は、廃止する。

(和歌山市四季の郷公園条例施行規則の廃止)

- 3 和歌山市四季の郷公園条例施行規則（平成 7 年規則第 3 6 号）は、廃止する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 2 日）

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 2 8 日）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 7 日）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(和歌山市立つつじが丘テニスコート条例施行規則の廃止)

- 2 和歌山市立つつじが丘テニスコート条例施行規則（平成 3 0 年規則第 3 9 号）は、廃止する。

附 則（令和 6 年 1 1 月 2 5 日）

この規則は、令和 6 年 1 2 月 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 3 日）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

都 市 公 園 内 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

申請者 { 法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 }

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第3条第2項の規定により、次のとおり都市公園内の行為の許可を受けたいので、申請します。

都市公園の名称	
行為を行う場所 又は公園施設名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 面 積	
その他必要事項	

別記様式第2号(第2条関係)

公園施設設置許可申請書

年 月 日

(あて先)和歌山市長

住 所

氏 名 印

申請者 { 法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名 }

電 話 ()

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設設置の許可を受けたいので、
申請します。

都 市 公 園 の 名 称	
設 置 の 場 所	
種 類 及 び 数 量	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
構 造	
管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了
原 状 回 復 の 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	

添付書類

- 1 設計書
- 2 仕様書
- 3 付近見取図

別記様式第3号(第2条関係)

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(あて先)和歌山市長

住 所

氏 名 ㊟

申請者 { 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 }

電 話 ()

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり公園施設管理の許可を受けたいので、
申請します。

都 市 公 園 の 名 称	
公 園 施 設 の 場 所	
種 類 及 び 数 量	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法	
そ の 他 必 要 事 項	

添付書類

- 1 付近見取図
- 2 平面図

別記様式第4号(第2条関係)

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名 (印)

申請者 [法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

電 話 ()

都市公園法第6条第2項の規定により、次のとおり都市公園の占用の許可を受けたいので、
申請します。

都 市 公 園 の 名 称	
占 用 す る 場 所	
種 類 及 び 数 量	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
構 造	
管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
原 状 回 復 の 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	

添付書類

- 1 設計書
- 2 仕様書
- 3 付近見取図
- 4 平面図
- 5 求積図
- 6 断面図

別記様式第5号(第2条関係)

都市公園許可事項変更申請書

年 月 日

(あて先)和歌山市長

住 所

氏 名 ㊞

申請者 { 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 }

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第3条第3項(都市公園法第5条第1項後段又は法第6条第3項)の規定により、次のとおり許可事項変更の許可を受けたいので、申請します。

都 市 公 園 の 名 称	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
許 可 を 受 け た 事 項	☐ 行為 ☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

添付書類

- 1 設計書
- 2 仕様書
- 3 平面図
- 4 求積図
- 5 断面図
- 6 既に受けた許可書の写し

別記様式第6号(第2条関係)

都市公園内行為許可書

第 号

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった都市公園内において行為を行うことについては、和歌山市都市公園条例第3条第1項の規定により、次のとおり許可する。

都 市 公 園 の 名 称	
行 為 を 行 う 場 所 又 は 公 園 施 設 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
行 為 の 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 面 積	
そ の 他 必 要 事 項	
使 用 料 金	円
条 件	

別記様式第7号(第2条関係)

公園施設設置許可書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長 

年 月 日付けで申請のあった都市公園施設の設置については、都市公園
法第5条第1項の規定により、次のとおり許可する。

都 市 公 園 の 名 称	
設 置 の 場 所	
種 類 及 び 数 量	
設 置 の 目 的	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
構 造	
管 理 の 方 法	
工 事 施 行 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日 着手 年 月 日 完了
原 状 回 復 の 方 法	
使 用 料	円
条 件	

別記様式第8号(第2条関係)

公園施設管理許可書

第 号

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった公園施設の管理については、都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり許可する。

都 市 公 園 の 名 称	
公 園 施 設 の 場 所	
種 類 及 び 数 量	
管 理 の 目 的	
管 理 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
管 理 の 方 法	
使 用 料	円
条 件	

別記様式第9号(第2条関係)

都市公園占用許可書

第 号

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった都市公園の占用については、都市公園法第6条第1項の規定により、次のとおり許可する。

都市公園の名称	
占用する場所	
種類及び数量	
占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
構 造	
管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	年 月 日着手 年 月 日完了
原 状 回 復 の 方 法	
使 用 料	円
条 件	

別記様式第10号(第2条関係)

都 市 公 園 許 可 事 項 変 更 許 可 書

年 月 日

様

和歌山市長 印

年 月 日付けで申請のあった都市公園許可事項変更については、和歌山市都市公園条例第3条第3項(都市公園法第5条第1項後段又は都市公園法第6条第3項)の規定により、次のとおり許可する。

都 市 公 園 の 名 称	
許 可 を 受 け た 事 項	☐ 行為 ☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用
変 更 す る 事 項	
変 更 す る 理 由	
使 用 料	円
条 件	

別記様式第11号(第4条関係)

有料施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所

氏 名

申請者 { 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 }

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第6条の3第1項の規定により、次のとおり有料施設の使用許可を受けたいので、申請します。

都 市 公 園 の 名 称						
使用する有料施設の名称						
使 用 の 目 的						
使 用 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
使 用 の 内 容						
	人員	人	チー ム数	チーム	その 他	
使用する附属設備名						
使 用 責 任 者 名			住 所			
そ の 他 必 要 事 項						

別記様式第12号(第4条関係)

有料施設使用許可書

第 号

年 月 日

様

和歌山市長



年 月 日付けで申請のあった有料施設の使用については、次のとおり許可する

都 市 公 園 の 名 称						
使用する有料施設の名称						
使 用 の 目 的						
使 用 の 期 間	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分まで					
使 用 の 内 容						
	人 員	人	チー ム 数	チー ム	そ の 他	
使用する附属設備名						
使 用 責 任 者 名			住 所			
使 用 料	円					
条 件						

別記様式第12号の2(第5条関係)

和歌山城歴史資料館入館券 (円)	和歌山城歴史資料館入館券 入館料 円 (1人1回当日限り) 和歌山市
---------------------	--

別記様式第13号(第5条関係)

その1

(表)

投入方向
領収金額
和歌山城公園駐車場
駐車券
ご 注 意
1 駐車中における事故、災害、盗難 については責任を負いません。
2 この券は出場の際に必要ですから 紛失しないようお願いします。
3 車を離れるときは施錠してください。
この券を折り曲げたり破損しないよう お願いします。

(裏)

料金精算の方法
1 駐車場出口の自動精算機の前で停車 し、本券を矢印の方向に差し込んでく ださい。
2 あなたの駐車料金が計算されて表示 板に金額がでますから料金を10円、50 円、100円硬貨及び1,000円紙幣をそれぞ れの投入口から入れてください。
3 料金が0になるとゲートが開きます。
4 領収書が必要なときは領収ボタン を押してから料金を入れてください。

その2

(表)

・本券を折り曲げたり、破損しないようお願いします。

投入方向

和歌山城公園駐車場

(裏面もご覧ください。)

磁気近づけないでください。

(裏)

料金精算の方法及びご注意

- 1 駐車場出口の自動精算機の前で停車し、本券を矢印の方向に差し込んでください。
- 2 あなたの駐車料金が計算されて表示版に金額がでますから料金を10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣にてそれぞれの投入口から入れてください。
- 3 料金が0になるとゲートが開きます。
- 4 領収書が必要なときは領収ボタンを押してから料金を入れてください。
- 5 駐車場における事故、災害、盗難については責任を負いません。
- 6 この券は出場の際に必要なですから紛失しないようお願いします。
- 7 車を離れるときは施錠してください。

別記様式第14号(第7条関係)

都市公園使用料 減 額 申請書
免 除

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

申請者 〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第11条の規定により、次のとおり使用料の 減 額 を受けた
免 除
いので、申請します。

都 市 公 園 の 名 称	
使 用 の 期 間 使 用 時 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 の 目 的	
使 用 料	円
減 額 又 は 免 除 を 受 け よ う と す る 理 由	
※ 減 額 決 定 額	円

注 ※欄は、記入しないでください。

別記様式第15号(第8条関係)

都 市 公 園 使 用 料 還 付 申 請 書

年 月 日

和歌山市長 様

住 所

氏 名

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第12条ただし書の規定により、次のとおり使用料の還付を受けた
いので、申請します。

都 市 公 園 の 名 称			
公 園 施 設 名			
許 可 を 受 け た 事 項	☐ 行 為 ☐ 設 置 ☐ 管 理 ☐ 占 用 ☐ 有 料 施 設		
使 用 の 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
使 用 の 目 的		使用予定人員	人
還 付 を 受 け よ う と す る 理 由			
※ 内 訳	既納使用料 円	還 付 額 円	収 納 日 年 月 日

添付書類

- 1 既に受けている許可書写し
- 2 出納印領収

(注) ※欄は、記入しないでください。

[illegible]

別記様式第15号の3(第12条関係)

受領書	
年 月 日	
(宛先)和歌山市長	
返還を受けた者 住所 氏名	
次のとおり工作物等(現金)の返還を受けました。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた工作物等	整理番号
	名称又は種類
	形状
	数量
(返還を受けた金額)	

別記様式第16号(第13条関係)

公園施設設置
占用工事完了届

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所

氏 名

届出人〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者名〕

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第15条第1号の規定により、公園施設の設置
占用の工事が完
了したので、お届けします。

都 市 公 園 の 名 称	
工 事 の 場 所	
許可の年月日及び番号	年 月 日第 号
許可を受けた事項	☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用 ☐ 許可事項変更
工 事 の 目 的	
工事着手及び完了年月 日	年 月 日着手 年 月 日完了
そ の 他 必 要 な 事 項	

添付書類

- 1 着手及び完了の写真
- 2 既に受けている許可書写し

別記様式第17号(第13条関係)

公園施設設置
管理廃止届
占用

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所

氏 名

届出人 〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者氏名〕

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第15条第2号の規定により、公園施設設置
管理を廃止した
占用

ので、お届けします。

都 市 公 園 の 名 称	
廃止する公園施設名	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日
原状回復の方法	
その他必要事項	

添付書類

- 1 原状回復後の写真
- 2 既に受けている許可書の写し

別記様式第18号(第13条関係)

都市公園原状回復届

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所

氏 名

届出人 〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者名〕

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第15条第3号の規定により、都市公園を原状に回復したので、お届けします。

都 市 公 園 の 名 称	
原状回復した場所又は 公園施設名	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許 可 を 受 け た 事 項	☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用 ☐ 許可事項変更
工事着手及び完了年月 日	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了
そ の 他 必 要 事 項	

添付書類

- 1 着手及び完了の写真
- 2 既に受けている許可書写し

別記様式第19号(第13条関係)

公園受命工事完了届

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所

氏 名

届出人〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第15条第4号の規定により、命ぜられた工事を完了したので、お届けします。

都 市 公 園 の 名 称	
完了した工事の内容	
工事着手及び完了年月日	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了
そ の 他 必 要 事 項	

添付書類

着手及び完了写真

別記様式第20号(第13条関係)

所有権移転(抵当権設定)届

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所

氏 名

届出人〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者名〕

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第15条第5号の規定により、所有権移転(抵当権設定)しましたので、
お届けします。

都 市 公 園 の 名 称	
所有権移転(抵当権設定)が生じた公園施設名	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた事項	☐ 設置 ☐ 管理 ☐ 占用
所有権移転(抵当権設定)の内容	変更前 変更後
所有権移転(抵当権設定)が生じた年月日	年 月 日
そ の 他 必 要 事 項	

別記様式第21号(第13条関係)

公園受命工事完了届

年 月 日

(宛先)和歌山市長

住 所

氏 名

届出人〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 ()

和歌山市都市公園条例第15条第6号の規定により、命ぜられた工事を完了したので、お届けします。

都 市 公 園 の 名 称	
完了した工事の内容	
工事着手及び完了年月 日	年 月 日 着 手 年 月 日 完 了
そ の 他 必 要 事 項	

添付書類

着手及び完了写真

別記様式第 1 号（第 2 条関係）
別記様式第 2 号（第 2 条関係）
別記様式第 3 号（第 2 条関係）
別記様式第 4 号（第 2 条関係）
別記様式第 5 号（第 2 条関係）
別記様式第 6 号（第 2 条関係）
別記様式第 7 号（第 2 条関係）
別記様式第 8 号（第 2 条関係）
別記様式第 9 号（第 2 条関係）
別記様式第 1 0 号（第 2 条関係）
別記様式第 1 1 号（第 4 条関係）
別記様式第 1 2 号（第 4 条関係）
別記様式第 1 2 号の 2（第 5 条関係）
別記様式第 1 3 号（第 5 条関係）
別記様式第 1 4 号（第 7 条関係）
別記様式第 1 5 号（第 8 条関係）
別記様式第 1 5 号の 2（第 1 2 条関係）
別記様式第 1 5 号の 3（第 1 2 条関係）
別記様式第 1 6 号（第 1 3 条関係）
別記様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）
別記様式第 1 8 号（第 1 3 条関係）
別記様式第 1 9 号（第 1 3 条関係）
別記様式第 2 0 号（第 1 3 条関係）
別記様式第 2 1 号（第 1 3 条関係）